議案第１２９号

三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和８年１１月２７日

三次市長　福　岡　誠　志

三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第２０５号）の一部を次のように改正する。

第６条中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑹　団体用貸切サイト

別表を次のように改める。

別表（第１４条関係）

１　入浴施設利用料金

区分	利用料金	利用区分
大人（中学生以上）	６００円	１回
	３００円	コテージ等の宿泊施設利用者　１回
	６，０００円	回数券（１１回）
子ども（小学生）	４００円	１回
	２００円	コテージ等の宿泊施設利用者　１回
	４，０００円	回数券（１１回）

備考　小学生未満は無料

２　利用施設・備品利用料金

区分		利用料金	備考
カヌー指導		４，５００円	１時限（７０分） カヤック又はラフトボート（指定水域内）
コテージ	第１コテージ（４人用）	２７，０００円	最大定員６人（午後３時から翌日午前１０時まで）
	第２コテージ（４人用）	２７，０００円	最大定員７人（午後３時から翌日午前１０時まで）
	追加利用料金（１人当たり）	４，８００円	大人（中学生以上）
		２，４００円	子ども 満３歳未満の者は無料
	時間利用（１時間当たり）	２，８００円	１室
オートキャンプ場	１泊	５，０００円	１サイト（午後２時から翌日午後１時まで） 午後２時前に利用を開始する場合　１，０００円を追加 午後１時後に利用を終了する場合　１，０００円を追加
キャンプ場（グループサイト）	１泊	６，０００円	１サイト（午前８時３０分から翌日午後５時まで）
	１日	３，０００円	１サイト（午前８時３０分から午後５時まで）
団体用貸切サイト	１日	８，０００円	午前８時３０分から午後５時まで
外部電源	１泊又は１日	１，０００円	１口
シャワー	１回	５００円	
管理棟研修室	１時間	１，０００円	営利目的の場合は、５倍の額とする。

３　レストランの施設利用料金

区分	利用料金
レストラン	１０５，０００円（月額）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。